

令和 年度分 セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査	<input type="checkbox"/> 予防接種	<input type="checkbox"/> 定期健康診断
	<input type="checkbox"/> 特定健康診査	<input type="checkbox"/> がん検診	<input type="checkbox"/> ( )
(2) 発行者名 <small>(保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)</small>			

※取組を行ったことを明らかにする書類を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックします。

※取組に要した費用(人間ドックなど)は、控除対象となりません。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細

「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

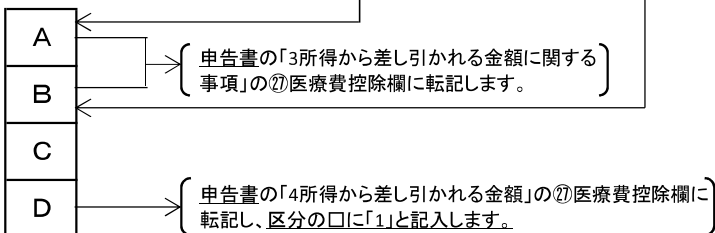
(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額 円	(4) (3)のうち生命保険 や社会保険などで 補てんされる金額 円
合 計		A	B

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

※領収書にセルフメディケーション税制の対象医薬品であることが表示されています。  
 ※医薬品の名称は省略せず、すべて記入してください。

3 控除額の計算

支払った金額	(合計) 円
保険金などで補てんされる金額	
差引金額 ( A - B )	(マイナスのときは0円)
医療費控除額 ( C - 12,000円 )	(最高8万8千円、赤字のときは0円)



○領収書及び取組を行ったことを明らかにする書類は、市民税・県民税申告期限等から5年間保存してください。  
 ○令和3年度(令和2年分)以前の申告書を提出する場合には、一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示が必要です。  
 その他、詳細は「市民税・県民税申告の手引」をご覧ください。

## 重要なお知らせ

◎医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける場合には、『セルフメディケーション税制の明細書』の添付が必要です。

※領収書の添付又は提示による申告はできません。

◎領収書は市民税・県民税申告期限等から5年間保存する必要があります。

## 1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

### (1) 「取組内容」欄

取組を行ったことを明らかにする書類（※）を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックします。

※下記の「添付又は提示が必要な書類」をご確認ください。

### (2) 「発行者名」欄

取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入します。

## 2 特定一般用医薬品等購入費の明細

### (1) 「薬局などの支払先の名称」欄

医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入することができます。

### (2) 「医薬品の名称」欄

購入した医薬品の名称を記入します。

複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。

### (3) 「支払った金額」欄

医薬品の購入金額を記入します。

複数の医薬品を購入した場合は、購入金額の合計を記入します。

### (4) 「(3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき

受け取った保険金や給付金がある場合に、その金額を記入します。

領収書の表示例

◎ ◎ 薬局	
■ 領収書 ■	
2022年7月1日（水）12：00	
★ABC胃腸薬	¥753
目薬	¥1,382
★ゼイムSS	¥2,138
ハンドソープ	¥537
小計 4点	¥4,810
合計	¥4,810
★印はセルフメディケーション税制対象商品です	

### 明細書記入例

※1

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
◎◎薬局	ABC胃腸薬、ゼイムSS	2,891 円	円
□□ドラッグストア	○○○○、○○○、○○○○○、○○○	13,753	
//	○○○、○○○、○○○○、○○○○	※2	

※1 同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するとともに購入金額の合計を記入します。

※2 医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、複数行にわたり記載し、合計額を記入します。

## 添付又は提示が必要な書類

### ●この「セルフメディケーション税制の明細書」（添付）

#### 【令和3年度（令和2年分）以前の申告書を提出する場合】

#### ●適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類（添付又は提示）

健康診断などの結果通知表や領収書などで、次の3項目が記載されているものが対象です。

①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限り、例えば次の書類です。

(例) ◎インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書又は予防接種済証

◎市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表

◎職場で受けた定期健康診断の結果通知表

（「定期健康診断」という名称又は「勤務先（会社等）名称」が記載されている必要があります。）

◎特定健康診査の領収書又は結果通知表

（「特定健康診査」という名称又は「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」が記載されている必要があります。）

◎人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書又は結果通知表

（「勤務先（会社等）名称」又は「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」が記載されている必要があります。）

※取組を行ったことを明らかにする書類のうち、結果通知表は健診結果部分を黒塗り又は切り取りなどをして写しで差し支えありません。

※取組を行ったことを明らかにする書類のうち、保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

※上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。

※令和4年度（令和3年分）以降の申告書を提出する場合には、一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示は不要です。ただし、書類は市民税・県民税申告期限等から5年間保存する必要があります。

取組を行ったことを明らかにする書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。